

調整力募集要綱（案）に対するご意見への回答【九州電力株式会社】

【電源Ⅰ関連】

No	分類	ご意見・ご質問	当社回答
1	公表内容の充実	<p>（修正案）ⅠA、ⅠB、Ⅰ'の稼働時間を各エリア毎に週もしくは月単位で公表して頂きたい。 【理由】今後各電源への展開なども考えて発動時間は把握しておきたい</p>	<p>「一般送配電事業者が行う調整力の公募調達に係る考え方」（平成28年10月17日経済産業省）に“電源Ⅰ及び電源Ⅱへの指令の結果として、指令をした電源等の週ごとの平均価格及び最高価格（電力量（kWh）価格）”を適切な時期に公表することとされております。これに基づき、一般送配電事業者から電力・ガス取引等監視委員会に対し、当該実績を毎月報告しております。</p> <p>いただいたご意見については、今後の参考とさせていただきます。</p>
2	継続時間について	<p>（原文） 原則として8時間にわたり当社の指令に応じた運転継続が可能であることが必要です。 （修正案） 原則として4時間にわたり当社の指令に従った運転継続が可能であることが必要です。 【理由】 需給調整市場と整合をとったほうが将来的に有効であると考えため。</p>	<p>電源Ⅰの運転継続時間は、需要変動実績等に基づき、8時間に設定しております。なお、運転継続時間が8時間に満たないものは、所定の計算方法で算出して落札候補案件決定過程で減点評価いたします。</p>

【電源Ⅰ'関連】

3	DR専用枠の創設	<p>（原文）一方、契約電源等がデマンドリスポンス（以下、DR）を活用したものである場合 （修正案）電源の枠とDRの枠は分離し、DR枠を作っていただきたい。 【理由】電源（ポジワット）とDR（ネガワット）に基本的な性質の違いがあるが、同じ枠で募集されている。長期的な予備力に向く電源と短期的に柔軟に対応するDRの最適な組み合わせがあるはずであるため。</p>	<p>経済産業省の「一般送配電事業者が行う調整力の公募調達に係る考え方」に「特定の事業者のみが応札可能な要件や契約条件となっておらず、発電事業者等の競争の促進を阻害するものでないこと」とされていることを踏まえ、電源とDRを区別することなく募集します。</p>
4		<p>現行、電源Ⅰ'は電源とDRを同じ募集枠で取り扱っているが、電源とDRとはそれぞれ特性が異なる（電源は長期的、DRは短期的な調整力に向いている）ことから、募集枠を分けてほしい。</p>	
5		<p>（原案）募集要量 （修正案）Ⅰ'でポジワット応札が増えた場合、DRが普及しない可能性があるためDRの募集枠を明確化して頂きたい。 【理由】仮にポジの応札が非常に多くなった場合、DR枠がなくなってしまう可能性がゼロではないため。</p>	

No	分類	ご意見・ご質問	当社回答
6	落札結果の通知	<p>(原案) このため、応札者は入札書の作成に際しては、本要綱に記載の作成方法に従い、入札書に不備や遺漏等がないよう十分注意してください。</p> <p>(修正案) 追記：万が一、入札書に不備や遺漏等が確認できた場合、公募終了後に当社から応札者にご連絡させていただき、不備や遺漏等の内容を説明する機会を別途各社毎に設けていただきます。</p> <p>(質問) 入札書に不備や遺漏等がないよう需要家と協力し、次年度以降の改善に繋げるため。また、万が一応札価格以外が原因で落選となった場合、事業者として当該落選理由を需要家に説明する責任があるため。</p>	<p>応札後の入札書類の修正は、入札の公平性を損なう可能性があることから、認めておりません。ご不明点等がございましたら、入札前に予めお問合せください。</p> <p>また、応札いただいた全事業者さまには落札結果を通知しており、応札無効となった場合には、その理由も含めて通知することとしております。</p>
7		<p>「契約電力が設備容量を超過していた場合、または、契約電力供出の妥当性が確認できない場合は、当該応札は無効といたします。」</p> <p>について、応札が何らかの理由で落選した場合、その落選理由を個別開示していただきたい。</p> <p>【理由】公平性を保つためには、落選した応札者に対する落選理由の開示は必須であるため。</p>	
8		<p>(課題) 価格以外の理由で失格となった場合、その詳細理由をご教示いただき、次年度以降の改善につなげたい。</p> <p>(提案) 価格意外の理由で失格となった場合、その理由を説明していただきたい。</p> <p>【理由】次年度からの改善につなげることができない為。</p>	
9	契約書類 提出書類の統一	<p>(原案) 落札者は、別途定める電源 I' 厳気象対応調整力 (kW) 契約および電源 I' 厳気象対応調整力 (kWh) 契約を締結していただく必要があります。</p> <p>(ご提案) kW、kWh、運用細目、運用申合書等、それぞれ別々の契約書ではなく、1つの契約書として雛型を作成することをご検討いただけないか。</p> <p>(理由) 一元化による業務効率化が調達側・応札事業者の双方で期待できるため。また、他社管内でkWおよびkWhを1つに統合して契約を締結した実績があるため。</p>	<p>可能な限り契約書フォーマットを統一していますが、私契約のため詳細は統一することが困難です。よって、各社ごとの様式を使用してください。</p> <p>kWhのみを締結される事業者がおられることもあり、契約書については、kWおよびkWhを分けて締結させて頂いております。また、運用に関する給電申合書は運用に特化した申合せのため、別で取り扱わせて頂いております。</p>
10		<p>現行、各社ごとに契約書や応札書類などの様式が異なっているが、DR事業者の負担軽減のため各社の契約書や応札書類などの様式フォーマットを統一してほしい。</p>	
11		<p>(修正案) kW、kWh契約書および運用関係の契約書をまとめて頂きたい。</p> <p>【理由】書類が多いためまとめて頂きたい</p>	
12		<p>(課題) 各社の契約内容がバラバラで、事業者にかかる作業負担が大きいと考える。</p> <p>(提案) 各社の契約書の種類やフォーマットを、統一していただきたい。</p>	

No	分類	ご意見・ご質問	当社回答
13	用語の定義	<p>(原 案) (P9) ……電源 I ' 厳気象対応調整力提供期間を原則として、平成 3 1 年 4 月 1 日から平成 3 2 年 3 月 3 1 日までとします。 (P7) 本要綱では、厳気象発生月を夏期および冬期とする。 夏季：本要綱では、7 月 1 日から 9 月 3 0 日をいう。 冬季：本要綱では、1 2 月 1 日から翌年 2 月 2 8 日（閏年の場合 2 9 日）をいう。 (課 題) ・実際の発動期間が、契約期間と異なり分かりづらい。 (修正案) ・調整力提供期間を契約期間とし、厳気象発生月を発動期間と明確に記載していただきたい。</p>	<p>電源 I ' の発動時間については、厳気象対応調整力の位置づけから、主に厳気象発生月に発動する可能性が高いと考えておりますが、その他の月についても再エネ予測誤差等の理由により年間を通して発動する可能性があることから、発動期間については契約期間と同じとしております。</p>
14	公表内容の充実	<p>(原案) 落札候補者決定、結果公表 (修正案) 現状では最高価格と平均価格のみの公表で、より詳細な情報の公開を希望。旧一電とその他アグリゲーターの割合や平均評価用 kWh 単価など公表内容の詳細化。 【理由】次年度以降の対応や、今後の DR 普及のため発動があった時間等週単位程度の区切りで公表して欲しい。</p>	<p>「一般送配電事業者が行う調整力の公募調達に係る考え方」（平成 28 年 10 月 17 日経済産業省）に“電源 I の公募調達の結果として、最高落札額及び平均落札額（容量（KW）価格）”を適切な時期に公表することとされております。これに基づき、適正な価格で調整力を調達する観点から、最高価格と平均価格を公表しております。</p>
15	新規需要家の追加	<p>(原案) 応札時点で営業運転を開始していない電源等、および当社とオンライン信号（ただし、簡易指令システムを用いたものを含む）の送受信を開始していない電源等の場合、電源 I ' 厳気象対応調整力提供期間までに電源等の試運転や必要な対応工事・試験が完了していることが必要です。 【質問・要望】新規で DR に参加する需要家を新設設備とみなすことが可能かどうかご教示いただきたい。その場合、契約設備が DR の場合の条件につき、ご教示いただきたい。新設電源の場合は、試験結果等の提出と契約開始までの営業運転開始が条件として求められているが、同様の条件が新規 DR 参加需要家にも適用できるのであれば、応札時の需要家リストには含めず、落札後～契約開始日までに獲得する需要家とし、試験結果等の提出と契約開始までの営業運転開始の条件を課すことをご検討いただきたい。 (参考) 中間論点整理 容量市場における期待容量の考え方</p>	<p>弊社は、一般送配電事業者として、周波数維持等の義務があり、確実に調整力を提供頂ける事業者を選定する必要があることから、アグリゲータさまにつきましては、応札時点で需要家の確保（確保いただいている需要家について応札）をお願いいたします。</p> <p>（様式 3 - 3）では、「契約電力を変更しないことを前提に需要家の追加、差し替えは可能とします」としており、契約締結までに当該需要家とのネガワット調整金契約の締結や電源等の試運転や必要な対応工事・試験等、当社が必要とする対応が完了している場合、契約電力を変更しないことを前提に新規で DR に参加する需要家を追加することは可能です。</p>
16	募集量の算定式	<p>(原 案) 関連するが記載はなし (提 案) H1、H3 という需要だけでなく、供給側の不足可能性（再生可能エネルギー、特に太陽光発電の停止など）も考慮した計算式にするべきではないか。</p>	<p>調整力（電源 I、I'）の必要量については、広域機関にて残余需要の変動実績に基づき定めたものであり、再エネの出力変動についても、電源 I の必要量算定において勘案されております。</p>

No	分類	ご意見・ご質問	当社回答
17	発動試験等の統一	<p>(原案) 契約開始時までには設備等の試運転や必要な対応工事・試験が完了していることが必要です。</p> <p>(修正案) 供出が可能かどうかの試験発動も各エリア実施の有無で差があるため一本化して頂きたい。</p>	<p>当社としては、調整力供出の妥当性判断のため、原則として発動試験を実施することとしております。</p>
18	月間での募集	<p>(原案・課題) 契約容量について、年間で1つしかない。</p> <p>(修正案) 月単位で異なる契約容量を入札したい</p> <p>【理由】送配電事業者の予備力は、予備率が等しいとすると季節や月によって異なるはずであるため。</p>	<p>調整力の募集量は年間一律であることや月別に供出kWの異なる応札案件を評価することが難しいことから、月単位での契約調整力の設定は考えておりません。</p>
19		<p>現行の契約調整力は年間一律であるが、DRの場合、空調設備の制御など季節ごとに可能となる調整力が異なることから、月単位で契約調整力を設定してほしい。</p>	
20	最低入札量の低減	<p>現行の最低入札容量は1000kWであるが、さらにDRの活用を促すべく、すでにDRを活用している諸外国（PJM等）並みに、最低入札容量を100kWとしてはどうか。</p>	<p>電力・ガス監視等委員会主催の制度設計専門会合の議論を踏まえ、最低容量は1,000kWとさせていただきます。</p> <p>なお、複数の需要家をアグリゲートしての入札も受け付けておりますのでご理解ください。</p>
21		<p>(原案) 最低入札容量は1,000kWといたします。</p> <p>(修正案) 先進諸外国（PJM並みに）、JEPX取引単位に合わせて100kWにしてはどうか。</p> <p>【理由】特に家庭用のDRリソースを束ねた場合、1,000kWは困難であるため。</p>	
22	広域運用	<p>(原案) なお、落札後の契約協議が整った場合には、本運用要件の範囲内において、当社は、当社エリア以外を含む需給調整コスト低減のために電源 I ' 厳気象対応調整力を活用いたします。</p> <p>【質問】要綱に規定されている目的外活用の対象とはならないのかご教示いただきたい。その場合、エリア外の活用につき、具体的にどのような運用を想定されているのかご教示いただきたい。</p>	<p>契約にて課している、契約電源等の待機や当社の指令に従った運転が、当社の承諾なしに損なわれる場合を「目的外利用」としているものであり、当社による「当社エリア以外への活用」はこれには該当しません。</p> <p>なお、具体的な運用としては厳気象発生月に限らず、kWh単価の安い契約電源等に対し電源 I ' を発動させていただくこと等を想定しております。</p>
23	運転継続時間	<p>「当社の指令に応じて調整実施して以降、4 時間以上にわたり発電等出力増の継続が可能であることが必要です。」とあるが、3 時間内で制御対象の需要家先のリソースをリレー制御してもよいか。（例：需要家 A → 2 時間、需要家 B → 2 時間制御）</p>	<p>継続時間が短い需要家をアグリゲートして、全体として案件で求める接続時間を供出いただくことは可能です。その場合、「（様式 3 - 3）3 電源等の設備一覧の電源設備または負荷設備の仕様」および「（様式 7）運転継続時間」に需要家の制約事項について記載いただく必要があります。</p>

No	分類	ご意見・ご質問	当社回答
24	発動基準の定量化	DRの発動については予備力での基準（例：予備力3%以下となる場合に発動の可能性あり）、など一定程度の定量的な条件を明確化にすることが、お客様に対してわかりやすく、DR事業者にとっても問い合わせ対応等の業務負担を軽減できる。	安定供給の観点から、リソースを契約要件の範囲内で可能な限り効率的・効果的に活用できるよう、都度の需給状況に応じて判断することとしておりますので、ご理解ください。
25	発動基準の明確化 発動回数	<p>（原案・課題）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発動条件が厳密には厳気象ではない場合があると理解する（再生可能エネルギーの発電予測誤差等）。それはアンシラリー型の発動と考える。 ・需要家への参加依頼の営業時に10年に一度の稀頻度と説明したが、2017年度は10回以上の発動となった。 ・連続発動がないとは書いていないので、発動があった。ポートフォリオを分割するなど対応があるため、困った。 ・DR導入初年度で、これから需要家へのDRの周知をしていくという段階で過剰に発動されてしまうと需要家がDRから離れていってしまう。導入初期の段階では、DRの推進・拡大の観点も重要である。 <p>（修正案）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発動期間の中で、実際に発動されるI'の発動条件を明確にさせていただくほうが、アグリゲーター、需要家に納得感があると考え。発動条件が違えば商品も分割するべきである。 ・案として、厳気象での発動基準は、予備率3%で発動、という方法が考えられる。ただし、以下のような発動ルールについても設定していただきたい。 1日のうちの発動は1回まで（東北電力では、1回目以降は要協議） 連続発動日数は限定（例えば、2日まで） 発動回数（現12回）の上限を超えて発動する場合は、基本料金、従量料金共に、追加費用によって行うこと、ペナルティの対象外とすることを検討いただきたい 	<p>電源 I' は需給状況によっては連続で発動する可能性があることから、今回よりその旨を明確化しております。</p> <p>また、基本料金は調整力を供出可能な状態で維持するための対価として、電源 I' 発動の有無や回数にかかわらずお支払いするものであることから、発動可能回数を超過して発動した場合においても基本料金部分の追加はせず、従量料金のみお支払いいたします。</p>
26	発動回数	<p>（原案） 平日時間以外の時間および平日時間における発動回数が応札時に申し出ていただいた回数を超過する場合においても、当社から電力の供出を要請する場合があります。この場合、可能な限り要請に応じていただきます。</p> <p>（修正案） 回数制限を設け応札した場合、指定回数を超えても発動依頼がある場合には、プラスαのインセンティブを設けて頂きたい。</p> <p>【理由】アグリゲーターと需要家との関係から無報酬での追加依頼は発動対応ができるとは思えないため。</p>	
27	計画停止	<p>「作業等による計画停止の時期は、厳気象発生月（夏期・冬期）の平日を避けて計画して下さい。」とあるが、計画上やむを得ない場合は夏期・冬期の平日に停止することは問題ないのか。</p>	<p>電源 I' 厳気象対応調整力の趣旨に鑑み、夏季・冬季の平日（具体的には第5章に記載のカレンダーをご覧ください）は調整力を供出可能な体制を整えて下さい。なお、夏季・冬季の平日に停止となった場合ペナルティの対象となります。</p>

No	分類	ご意見・ご質問	当社回答
28	性能確認試験	<p>(原案) 当社からのオンライン指令 (簡易指令システムを用いたものを含みます。) による性能確認試験の実施</p> <p>(要望) 中給との対向試験の内容を、できる限り事前に詳細を規定していただくことをご検討いただきたい。また、その際は電源 I ' の実運用ニーズに即した内容をご検討いただきたい。(例: 契約容量の全量供出に必要な指令内容)</p>	<p>オンライン指令による性能確認試験項目については、落札候補者選定後速やかに提示できるよう検討いたします。</p> <p>また、試験項目を実運用ベースの項目にするなどの簡略化に関するご意見は今後の参考にさせていただきます。</p>
29	入札書類の提出時期	<p>(原案) 様式 (修正案)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最終的に確保できないことになると、系統安定が難しいとの議論が行われたのは承知している。しかしながら、落札後にも時間がおり新たな需要家の開拓と、落選アグリゲーターの需要家を取り込める可能性があるため、ペナルティつきで見込み量の入札も認める枠や考え方を作ってほしい。 ・需要家リスト提出タイミングを落札後としていただきたい。これにより、落札されたアグリゲーターのみが効率的に需要家獲得を行うことができ、需要家獲得がより効率的に行われると考える。 ・期待容量、という考え方にすれば需要家リストは後になる。九州電力は1年目この考え方だったが、2年目は他一般送配電と同じで、事前リスト提出となってしまった。期待容量の考え方は、容量市場の中間論点整理では明記されている。 ・ペナルティつきで見込み量の入札も認める枠や考え方を検討いただきたい。 <p>【理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・需要家の意思決定を応札時点で求めるのは手続き論として困難。ポジワットは電源情報をすべて応札者がもっているが、ネガワットは需要家からもらわなくてはならないという性質の違いがあるため。 ・自治体では、電力契約は2月に入札で行う場合が多い。アグリゲーターの中には電力小売とセットのサービスを展開しているところもあり、10月や、11月の入札時に、需要家は意思決定をできない。また、ネガワット調整金の仕組みが残っていると、電力小売契約が変更になった場合、調整金の交渉も2回行う必要があり、アグリゲーターの負荷となるため。 	<p>当社は、一般送配電事業者として周波数維持等の義務があり、調整力供出の妥当性判断のため、需要家リストが必要なことから応札時に提出してください。</p>

No	分類	ご意見・ご質問	当社回答
30	入札書類の提出方法	<p>(原 案) 様式一覧 (修正案)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・DRリソース情報 (提出資料等) の簡素化、明確化をしてほしい。 ・今までの経験、過去年度の提出書類で、一般送配電事業者側が知っている需要家情報があるなら教えていただき、差分を提出すればよいのではないか。 ・簡素化につながるアイデアのひとつとしてデータベース (DB) 化がある。DB化してくれば、継続参加の需要家が同じ書類を毎年出す手間や、アグリゲーターが変更したときに、新たに需要家が情報を渡す手間がなくなる。 <p>需要家の需要抑制実績のDB化を図ることで、事業者・需要家・送配電全ての関係者における実務的負担の軽減が期待できるのではないか。容量確保の審査にもつながると思われる。</p> <p>【理由】</p> <p>DRの場合、発電機のように、入札者がDRリソースの情報を持っているわけではない。すべて需要家から入手する必要がある点は大きく違うので、簡素化が必要なため。</p> <p>DRの場合、単線結線図、設備図面などでは、古い情報もあり、実際の需要抑制の能力を評価できない可能性がある。しかも、提出需要家情報がアグリゲーターによって異なっているようであるため。</p>	<p>DRの需要家に関する情報は、調整力供出の妥当性の判断のために必要なものであり、また応札者の責任において提出いただく必要があると考えておりますので、ご理解ください。</p>
31	需要家の追加、差し替え	<p>「○契約電力を変更しないことを前提に落札候補者選定後の需要家の追加、差し替えは可能とします。」</p> <p>について、需要家の差し替えは可能とあるが、入札単位での需要家の相互入れ替えは可能なのか。</p>	<p>落札候補者選定後に契約電力を確実に供出できることを前提として、入札単位での需要家の相互入れ替え (例: A案件の需要家XとB案件の需要家Yを入れ替え等) は可能です。</p>
32	供出電力の確認方法の明確化	<p>(質問)様式3-3に記載される情報で、各需要家の供出電力をどのように評価されるのか、供出電力の評価方法を具体的にご教示いただきたい。また、需要家から提出される情報が古い、もしくは提出できない場合はどのように対応が求められるのか、併せてご教示いただきたい。</p>	<p>(様式3-3)に記載いただく重要家毎の供出電力 (kW) と電源設備または負荷設備の仕様を比較するなど提出いただく書類を確認の上、総合的に判断いたします。</p> <p>需要家さまから供出電力 (kW) の根拠資料が提出されず、供出電力の妥当性が確認できない場合は当該需要家を契約内容として勘案しないこととなります。</p>
33	需要家の追加、差し替え	<p>(原案) ※ 1 供給電力 (kW) が、電源設備または負荷設備の容量 (送電端値) 以下であることが必要です。</p> <p>(質問)契約開始日までに、需要家の負荷設備の容量 (送電端値) が増加する予定の場合、どのような対応が求められるのかご教示いただきたい。</p> <p>【理由】需要家の場合も、自家発や蓄電池を設置・増設したり、新たに設備投資をして契約電力の増加が契約開始までに見込まれているケースが実際にあるため。</p>	<p>入札時点において、当該需要家さまが (様式3-3) に記載いただく供出電力 (kW) を確実に供出可能であることを確認の上、応札ください。</p> <p>落札選定において、当社が供出電力の妥当性がないと判断した場合や、見込み値を記載し落札候補者となった場合に事後的に見込んでいた契約電力を供出できないことが判明した場合、応札無効となる場合がありますのでご注意ください。</p>

No	分類	ご意見・ご質問	当社回答
34	発動試験 エビデンスの明確化	<p>(原案) ○契約申込された電源 I' 廠気象対応調整力の調整力供出能力・性能を把握する為、契約開始前に、契約申込者の負担において、調整力発動試験を実施いたします。ただし、上記運転実績等をもって、調整力供出能力・性能の把握が可能な場合、当社の判断において、調整力発動試験を省略することがあります。</p> <p>また、契約申込者が上記以外のエビデンスによって調整力供出能力・性能を示すことを申し出、当社が認める場合、当該エビデンスをもって、調整力発動試験を省略することがあります。</p> <p>(質問) 当該エビデンスは具体的にどのような資料の提出が求められるのかご教示ください。また、発動試験を実施する場合、運転継続時間等の試験の詳細及び合格条件をご教示いただきたい。(例えば運転継続時間は、需要家の通常業務への影響を考慮すると、短めに設定するのが妥当ではないか。また、供出能力の評価単位は各需要家ではなく、運用時と同じようにアグリゲータ単位で評価していただきたい。)</p> <p>試験結果となる電力量の実績値を取得するのが発動試験の2ヶ月後と想定すると、例えば契約開始前の2月頃に発動試験が実施されるという理解でよいか。</p> <p>また、既に電源 I' の発動実績のある需要家については、前年度より多い供出電力を設定する需要家を除き、発動実績がエビデンスとなるため、原則試験対象外という扱いで良いか。</p> <p>【理由】エビデンスの提出、発動試験の実施、どちらもコストと時間を要するため、両方を求めるのではなく、いずれかを条件としていただくことをご検討いただきたい。</p>	<p>電力を供出できることを確認するため原則、弊社が求める運用要件相当の発動試験を実施していただくこととしております。ただし、運転実績等をもって、調整力供出能力・性能の把握が可能な場合、当社の判断において、調整力発動試験を省略することがあります。</p> <p>エビデンスの具体例としては、発電設備を用いた応札である場合、当該電源の発電実績が、需要抑制を用いた応札である場合、電源 I' の発動実績が一例となります。</p> <p>また、供出能力の評価は需要家毎に確認を行った上で、最終的にアグリゲータ単位で行う予定です。</p> <p>発動試験実施時期については、落札後の協議段階での実施を基本に考えております。</p>
35	提出書類の明確化	<p>(修正案) 契約設備の運転実績についてアグリ単位なのか、需要家単位なのかを記載して欲しい。</p> <p>【理由】どういった内容で記載するかが判断しにくいいため明確化してほしい。</p>	<p>アグリ単位（1入札単位）でのご提出をお願いいたします。</p> <p>ただし、需要家単位でのご提出を拒むものではありません。</p>
36	提出書類の簡略化	<p>(原案) 様式一覧 (修正案)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般送配電事業者が、各需要家の過去のデータだけで容量を審査するのではなく、相違があるとみなされた場合には、ポートフォリオレベルで発動試験をもって審査することも認めることを検討いただきたい（これが現在デザインされている容量市場の容量確保の考え方に合うものであると考える）。 ・発動試験結果だけで判定するのではなく、需要家の状況を考慮いただきたい。（貴社は現在も柔軟に対応頂いているので、継続していただきたい） <p>【理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各需要家の過去のデータをもって容量を審査されてしまうため。 ・発動試験で、契約容量通りの結果が出せない需要家もいる。 <p>例えば、中間期の試験では、空調負荷自体が少なめでネガワット創出量も減る。また、ラインを止めるといった本業に直結するDR手法の場合、協力できない需要家もいるため。</p>	<p>応札時の供出電力の評価・判断ですが、需要家（電源設備や負荷設備）が他応札案件と重複していないか、様式3-3の「電源設備または負荷設備の仕様」に記載いただいている内容が妥当かなど、応札時点で契約期間を通じて契約電力が確実に供出可能か評価・判断させて頂いており、ポートフォリオレベルでの発動試験をもつての審査は考えておりません。</p>

No	分類	ご意見・ご質問	当社回答
37	提出方法の簡略化	<p>(原案) 入札書類は部単位にまとめ、一式を、それぞれ封緘、封印のうえ、持参してください。 (修正案) 持ち込みではなく郵送対応を検討して頂きたい。書留など仕様指定でも構いません。 【理由】複数エリア応札の場合、移動時間が膨大となるため。</p>	<p>提出および受領を双方確実に認識できるよう、対面での対応（受領時に弊社より受領証を発行）とさせていただきます。</p>
38	評価選定方法への意見	<p>(原案) 当社からの通知の翌日から起算して5営業日以内に回答がない場合、または、重複がないことの妥当性が確認できない場合は、当該設備（需要家）を応札内容の内訳として勘案しないこととし、その上で、契約電力が設備容量を超過していた場合、または、契約電力供出の妥当性が確認できない場合は、当該応札は無効といたします。 (修正案) 当社からの通知の翌日から起算して5営業日以内に回答がない場合、または、重複がないことの妥当性が確認できない場合は、当該設備（需要家）を応札内容の内訳として勘案しないこととし、その上で、契約電力が設備容量を超過していた場合、または、契約電力供出の妥当性が確認できない場合は、入札書に記載した契約電力から当該契約設備分を差し引いた容量を評価対象とする。（例：10MWの応札容量で、除外対象となる重複需要家の供出電力が1MWの場合、9MWの応札容量として評価していただきたい） 【理由】ある1件の悪意をもった需要家が原因で、残るすべての需要家のDR参加機会が失われぬようにし、これまで電源Ⅰ'で培ってきたDR推進・成長の勢いを途絶えさせないようご配慮いただきたい。 需要家の観点では、DR事業者が支払う「価格」が契約の際の重要な判断基準になり、「価格」は落札後に確定することになる。したがって、事業者側から「複数の事業者による同一需要家のリスト掲載禁止」の旨を説明していても、落札結果が出て「価格」が確定した段階でより魅力的なDR事業者を選ぼうとする可能性もある。落札価格が確定するまで待つために、ある事業者と契約交渉をしていることを他の事業者に開示せず、結果的に応札時に複数のDR事業者のリストに同一需要家が重複する可能性もある。 上記のように、「複数の事業者による同一需要家のリスト掲載」が応札する事業者の責でないと判明した場合は、応札案件を無効にするのではなく、当該同一需要家分の容量を差し引いた契約電力での応札としていただきたい。 (参考) 監視等委員会制度設計専門会合（第31回）資料9 調整力の公募調達の改善についての7頁にも「需要家が抜けた応札については、その分を応札容量から減らして評価する。」という記載あり。</p>	<p>応札にあたっては、応札者が契約電力分の調整力供出に責任を持つことが前提です。従って、需要家の重複が判明した場合、監視等委員会制度設計専門会合（第31回）資料9「需要家が抜けた応札については、その分を応札容量から減らして評価する。」との記載に従い、重複需要家の応札容量（供出電力）を除外し、供出電力が契約電力を満たすかどうか確認させていただきます。 なお、落札判定において確実に電源Ⅰ' 廠気象対応調整力を供出いただける事業者さまを選定するため、事後の契約電力の修正には応じかねます。 弊社は、一般送配電事業者として、周波数維持等の義務があり、確実に調整力を提供頂ける事業者を選定することから、アグリゲータさまにつきましては、応札時点で確実に契約電力を充足するよう、需要家の確保（確保いただいている需要家について応札）をお願いいたします。</p>
39	料金の精算方法	<p>(原案) 容量価格を月ごとに分けて支払い (修正案) 支払は協議により年一括に調整も出来るようお願いしたい。 【理由】最終月での出金の可能性もあるため。</p>	<p>ご要望については、協議の上、検討させていただきます。</p>

No	分類	ご意見・ご質問	当社回答
40	逆潮流時の計量について	<p>「DRを活用した契約を希望される場合は、…本要綱のみに基づく計量器の設置は不要です。」</p> <p>との記載があるが、1 需要家がコージェネ等の発電機を持っており逆潮流まで出来る場合、受電ベースラインからネガワット分と逆潮流分の電力を足し合わせたkWh分をDRの容量として考慮してもよいか。</p> <p>[理由]発電機に計量器をつけずに受電点での受電容量をベースにDR需要家として参加している需要家が存在したとき、逆潮流分がDR対応分として計上されないため。</p>	電力系統に逆潮流する場合は、発電機として応札いただけます。
41	需要家側の計量器の活用	<p>(原文) DRを活用した契約を希望される場合は、当社託送供給等約款にもとづく計量器を用いて、調整力ベースラインの設定、ならびに、当社からの指令にもとづく調整力ベースラインからの出力増を特定できることを前提とし、本要綱のみにもとづく計量器の設置・取り替えは不要です。</p> <p>(修正案)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・まず、「不要」を削除してほしい。しかし必須にする必要はない。 ・確実なネガワット供出のためには、需要家へのパルス計測器設置は必要だと考えるため、サービスパルスの提供を速やかに行ってほしい。 <p>(課題)</p> <p>上記前提においての計量器の設置・取替が「不要」と書かれていることで、パルス計測器設置に時間がかかるケースがあるため。</p>	<p>精算に必要な計量器の設定条件について記載しておりますので、原案のとおりとさせていただきます。</p> <p>なお、精算に用いない、アグリゲータさま独自の計量器設置を妨げるものではありません。</p>
42	計画停止について	<p>停止計画は毎週火曜日に提出することとなっているが、可能であれば月単位での提出（月間計画）とし、加えて月間計画提出後に変更があった場合にのみ、変更計画を提出する運用をお願いしたい。</p>	原則として火曜日の提出とし、詳細については協議により決定させていただきます。
43	ペナルティの緩和について	<p>(原案・課題)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約電力未達時割戻料金の計算式 <p>「※2 調整電力量 < 電源 I' 厳気象対応調整力契約電力×0.9 の場合は 0、調整電力量 > 電源 I' 厳気象対応調整力契約電力×0.9 の場合は電源 I' 厳気象対応調整力契約電力を上限といたします。」</p> <p>(修正案)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・判定の下限値は0.7にしてください。 <p>[理由]一般的にベースライン誤差が20～30%あるため。</p> <p>(参考) 諸外国の成功評価基準：欧米60～80%、フランス・英国80%、韓国70%</p>	<p>第31回制度設計専門会合（H30.6.19）の資料9で示されているとおり、最大ペナルティとなる閾値については、指令値に対する90%未満といたします。</p> <p>なお、一般送配電事業者が行う需給・周波数調整への寄与の面からは、本来、契約電力分の発動が原則であると考えております。</p>

No	分類	ご意見・ご質問	当社回答
44	ベースラインの設定方法について	<p>(原 案) 調整力ベースライン：当社の託送供給等約款、「エネルギー・リソース・アグリゲーション・ビジネスに関するガイドライン」(H29.11.29 資源エネルギー庁改定)における標準ベースラインや発電等計画値等*を踏まえ、電源 I' 厳気象対応調整力 (kWh) 契約の中で、個別に協議し、その設定方法を取り決めます。(*例えば「DR 実施日の直近 5 日間 (DR 実施当日は含みません。))のうち、DR 実施時間帯の平均需要量の多い 4 日間 (High 4 or 5) の需要データ (平日実施の場合はすべて平日のデータとします。))を当日調整したもの」等)</p> <p>(修正案)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ERABガイドラインに今は発電機等計測しれないので、個別計量によるベースラインを加えてほしい。 ・計量とも関わるが、個別計量による評価と精算も合わせて認めることが求められる。 <p>【理由】</p> <p>需要家のベースラインに正解はないため、需要家ごとにフィットするベースラインが異なる。今後特定のリソースを束ねるリソースアグリも出てくる可能性があるため。</p>	<p>ベースラインについては、「エネルギー・リソース・アグリゲーション・ビジネスに関するガイドライン」(H29.11.29 資源エネルギー庁改定)で規定されており、資源エネルギー庁にて定めるものと考えております。</p> <p>なお、同ガイドラインにて、「ベースラインの設定は、基本的に需要家単位で行う」と記載されており、ベースラインについては、弊社が託送供給等約款に基づき設置する計量器を用いて需要家単位でベースラインを設定することを原則とし、代替ベースラインを含め、契約協議時に個別に定めさせていただきます。</p>
45		<p>(原 案) 調整力ベースライン：当社の託送供給等約款、「エネルギー・リソース・アグリゲーション・ビジネスに関するガイドライン」(H29.11.29 資源エネルギー庁改定)における標準ベースラインや発電等計画値等*を踏まえ、電源 I' 厳気象対応調整力 (kWh) 契約の中で、個別に協議し、その設定方法を取り決めます。(*例えば「DR 実施日の直近 5 日間 (DR 実施当日は含みません。))のうち、DR 実施時間帯の平均需要量の多い 4 日間 (High 4 or 5) の需要データ (平日実施の場合はすべて平日のデータとします。))を当日調整したもの」等)</p> <p>(修正案)</p> <p>標準ベースラインの冬季朝発動の当日補正値の決め方は、DR時間後を使ってもよいのではないかと。</p> <p>朝方と夕方、補正値に重み係数をつけてはどうかという議論もあった。</p> <p>【理由】</p> <p>冬季の朝発動では、当日補正値が夜中となり、補正値がゼロとなり需要家のネガワットが評価されないという課題がある為。</p>	<p>「通常の電力の使用状況」を把握するためには、「DR発動後」では恣意性が排除できないことから、「エネルギー・リソース・アグリゲーション・ビジネスに関するガイドライン (H29.11.29 資源エネルギー庁改定)」に基づき、当日補正をさせていただくことで考えております。</p> <p>標準ベースラインの内容については、「エネルギー・リソース・アグリゲーション・ビジネスに関するガイドライン」(H29.11.29 資源エネルギー庁改定)で規定されており、資源エネルギー庁にて定めるものと考えております。</p>
46	計量単位について	<p>(原案) (2)計量単位の集約を希望する場合は個別に協議させていただきます。ただし、計量単位に含まれるすべての発電機と本契約を締結し、すべての発電機の調整力提供に関わるキロワット時単価 (V1、V2 (下げ調整に応じていただける契約者に限ります。)) が同一であること等が条件になります。</p> <p>【要望】 計量単位の集約を、DRの複数案件についても適用することをご検討いただきたい。</p> <p>【理由】 規模が大きくなればなるほど、アグリゲーション効果が期待でき、より信頼性の高い電源 I' 提供に繋がると考えられるため。</p>	<p>契約条件も異なると考えられることから、DR複数入札案件の集約は適用されません。</p>

No	分類	ご意見・ご質問	当社回答
47	応札方法	<p>複数のDR需要家をまとめるアグリゲーターが、それらの需要家を複数のグループに分け、そのグループ単位で応札をすることは可能か。(例：10軒の需要家を5軒ずつに分けて、2つの札として応札)</p> <p>[理由]DR電源をコスト別に分けた場合、費用に差をつけることができ安価な調整力調達に繋がると考える。</p>	<p>同一のアグリゲーターが需要家を複数のグループに分けて、応札することは可能です。</p>
48	ネガワット調整金の削除	<p>現行、小売事業者の売上補てんをアグリゲーターと小売事業者の間で行うネガワット調整金があるが、本来系統運用者からの要請でアグリゲーターが調整力を提供するものであることや、通常のインバランス精算と同じであること、将来の需給調整市場ではネガワット調整金が機能しない可能性があることから、ネガワット調整金をなくしてほしい。</p>	<p>ネガワット調整金については、「エネルギー・リソース・アグリゲーション・ビジネスに関するガイドライン（H29.11.29改定）資源エネルギー庁」において「ネガワット取引において、需要抑制が実施されると、小売Xの需要家に対する小売供給量が減少することから、小売Xは需要削減分の電気の調達費用を回収できない。一方、ネガワット事業者は当該需要削減分の電気を活用してビジネスを行うこととなる。そのため、小売Xとネガワット事業者との間に生じる費用と便益の不一致を調整するべく、ネガワット事業者が小売Xに対して支払う調整金（ネガワット調整金）について契約において規定する必要がある。」とされており、小売事業者とネガワット事業者間で協議されるべきものと考えております。</p>
49	電源Ⅱの事前予約の削除	<p>（課題）監視等委員会の制度設計専門会合では、GC前の領域で旧一電小売により確保された予備力は原則不要と整理されたところである。しかしながら、H3需要の7%の調整力で不足が見込まれる場合、電源Ⅱの事前予約を許容する議論が出てきており、市場の歪みとなる可能性を危惧している委員からの発言が目立った。</p> <p>（提案）電源Ⅰ'の調達容量拡大も含めて、ご検討いただきたい。</p> <p>仮に電源Ⅱの事前予約による調達が認められる場合、他の調整力と同様に公募ベースで広く様々な事業者からの入札がされるような調達制度としていただきたい。</p>	<p>電源Ⅱの事前予約等については、調整力等委員会において、実質的な公募の形となるよう提言されたことを受け、電源Ⅱの事前予約を行う場合には事前に周知いたします。</p>
50	需要家データの取得について	<p>（原案）様式</p> <p>（修正案）過去の需要家データ取得のため、スイッチングシステムへのアクセスを認めてほしい。</p> <p>[理由]現在は需要家の過去のメーターデータを需要家経由取得しているが、取得できない/時間がかかるケースがあるため。</p>	<p>スイッチング支援システムにつきましては、電力広域的運営推進機関規約により、定められておりますので、回答はいたしかねます。ご理解をよろしくお願いたします。</p>
51	需要家データの取得について	<p>（原案）関連するが、明確に記載なし。</p> <p>（修正案）Bルートデータでの精算を基本としてほしい。</p> <p>[理由]Bルートデータでの精算はできるはずだが、成否判定が認められていないため。ベースラインで個別計量を認められることになった場合、受電以外の電力量計測が必要なため、送配電事業者の受電データのみでの判定、精算ができないケースが出てくるため。</p>	<p>託送供給等約款に則り計量いたしますので、原案のとおりといたします。</p>

No	分類	ご意見・ご質問	当社回答
52	調整電力量の算定	<p>(原 案) 関連するが、明確に記載なし。 (修正案) 発動ごとに発動した需要家のベースライン、実績値の合計でアグリゲーターとしての判定をする方法を統一的に取り入れていただきたい。 それが難しければ、せめて月毎の参加需要家の登録を認めていただきたい。</p> <p>【理由】 実証ではポートフォリオのうち、発動した需要家のベースラインと実績値を合計する方法が取られていたが、調整力 I´では発動していない需要家の架空ベースライン・架空ネガワットも結果に含めて報告しなければならない。全員参加の固定ポートフォリオであるため。 アグリゲーターとしては、季節や需要家の特性に応じて発動先を工夫しているのに、それが評価されないため。</p>	<p>当社は、調整力への寄与の観点からは契約案件に含まれる全ての需要家の需要削減量の総計をもって I´の成否判定を行う必要があると考えておりますので、発動機会ごとの需要家の選定は認められません。</p>